

障害福祉関係ニュース 平成29年度3号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算350号
(平成29年6月16日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第1回）が開催される …P. 1
～平成30年度報酬改定に向けた検討が始まる～
- 2 障害者基本計画（第4次）骨格案がとりまとめられる …P. 4
～内閣府「第34回障害者政策委員会」開催～
- 3 労働政策審議会障害者雇用分科会（第73回）において法定雇用率の2018（平成30）年 …P. 11
4月からの引き上げ案を了承
～民間企業の法定雇用率は2018（平成30）年4月より2.0%から2.2%に引き上げ、
2021年4月までには2.3%に引き上げ～
- 4 『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議がとりまとめられる …P. 12
～障害福祉については「各サービスの位置づけ・成果を明らかにすること」「支援の
在り方を改善していくこと」の必要性が提起される～
- 5 障連協セミナー開催のご案内 …P. 14
- 6 『共生社会を創る愛の基金』第6回シンポジウムのご案内 …P. 15
～テーマ『罪に問われた障がい者』の支援～

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第1回）が開催される ～平成30年度報酬改定に向けた検討が始まる～

厚生労働省は、平成29年5月31日に「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」の第1回会合を開催しました。

本検討チームは障害福祉サービス等の平成30年度の報酬改定に向けた検討を、客観性・透明性の向上を図りつつ行うことを目的に開催されるものです。

本検討チームのメンバーは以下のとおりです。

主査 堀内厚生労働大臣政務官
副主査 社会・援護局障害保健福祉部長
構成員 社会・援護局障害保健福祉部企画課長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室長
兼地域生活支援推進室長

アドバイザー 井出 健二郎 和光大学教授
岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院准教授
上條 浩 横浜市健康福祉局 障害福祉部障害支援課長
千把 幸夫 杉戸町福祉課長
野澤 和弘 毎日新聞論説委員
平野 方紹 立教大学教授
二神 枝保 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
(敬称略、50音順)

冒頭、堀江障害保健福祉部長より、「現在、障害福祉サービスの利用者が100万人を超え、給付費は1兆円を超えている。こうしたなかで障害福祉サービスも経済・財政再生計画の改革工程表に沿った効率化が求められている。

一方、平成30年4月から施行する改正障害者総合支援法による新サービスである自立生活援助、就労定着支援事業の指定基準・報酬等をここで議論して決めていただく。現場に即した改定とするためにサービスの質の向上、制度の持続可能性の両面をふまえた密度の濃い議論をお願いしたい」と挨拶がありました。

その後、事務局より「障害福祉分野の最新の動向」および「平成27年度障害福祉サービス報酬改定の概要」について資料に基づき説明がありました。説明の後、各アドバイザーから「①障害福祉サービスの現状をどのように受け止められているか」、「②今回の報酬改定検討に対する着眼点・留意点・気付き」について意見が述べられました。

主な内容は以下のとおりです。

〔平野アドバイザー〕

検討チームを設置して報酬について議論し決めるというこの方法も定着してきたが、(財務省と厚生労働省間の) 予算折衝で決まっていた時代と異なり、当事者からも意見を聞ける点は良いことである。

改定を繰り返すたびに改定幅が小さくなっているが、事業者団体の調査結果等の情報を聞くところ、十分に黒字の事業所と非常に厳しい事業所に二極化しているようである。

要因として、①加算が取得しづらくなっている、②頑張っている事務所ほど運営が厳しくなる、といった課題があり、しっかり取り組んでいる事務所が評価されるようにしていきたい。

また、前回改定では、経営者のモチベーションを喚起する改定とまでならなかった。改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人の地域への貢献が課せられていることから、地域を支えるためのモチベーションが発揮できる仕組みとなることが望ましい。

〔井出アドバイザー〕

10月ごろに結果が示される障害福祉サービス等経営実態調査でどのような数値が出るのかといった所に、どうしても注目が集まる。本調査においては、厚生労働省により調査項目等の見直しを行っているので、今回の調査で現状を正確に反映した結果が出てくることを期待したい。

〔野澤アドバイザー〕

法定雇用率が引き上げられることから、企業の障害者雇用の分野への参入がかなり進むのではないかと。

ある特例子会社を見学したところ、就労継続支援B型がしているような支援をしている所もあった。これまで福祉でしかできないと言われてきたことも企業でできるようになってきており、地域を支えるような“福祉でしかできない”ことをしている所が評価されるようにしたい。

前回改定でも課題であったが、職員配置等の外的な条件だけではなく、「利用者の生活を支えている／利用者主体の支援を実施している」などのアウトプットを評価できないか。事務局で何か考えかがあるならば聞かせてほしい。

⇒（事務局）就労系事業であれば、就労移行なら就職実績や定着実績、就労継続支援B型なら工賃額といったようにアウトプットで評価ができる。一方、生活介護等については課題であるとは認識しているが、難しい部分もあり、事務局でも整理はしていきたい。

〔上條アドバイザー〕

加算によって質の高い取組みをしている事業所がより評価されるようになった一方で、加算の仕組みが複雑になりすぎて小規模な事業所はその事務の煩雑さに対応できないといった相反する状況がある。障害者の高齢化、重度化が進んでいる中で、どう報酬に反映するかが課題である。

〔千把アドバイザー〕

前回の改定では、関連する予算額が20%程度増となった。特に中小規模の自治体にとっては改定の影響が非常に大きく、予算編成に厳しい実態がある。

〔二神アドバイザー〕

作業所で人材確保に苦慮しているといった話を聞いたことがある。専門職の人材不足は課題である。

事業所間の連携、コラボレーションといったことにも期待したい。見学に行った事業所は就労系事業を多機能で実施していて、それが利用者のモチベーションアップにつながっているという話もあった。

その後、事務局より「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方」および「障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングの実施」について説明がありました。検討の進め方とスケジュールについては下記のとおりです。

時期	実施内容
6月中旬～夏頃	関係団体ヒアリング（47団体を5回に分け実施）、論点整理 ①6月中旬～下旬、②6月下旬、③6月下旬～7月上旬 ④7月上旬～中旬、⑤7月下旬
夏頃～11月	各障害福祉サービス等の具体的な方向性について議論
11月中旬～12月中旬	報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
1月～2月頃	障害福祉サービス等報酬改定案の決定
4月	障害福祉サービス等報酬改定

詳細については下記 URL をご参照ください。

[厚生労働省 HP]ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（平成30年度報酬改定）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=446935>

2. 障害者基本計画（第4次）骨格案がとりまとめられる ～内閣府「第34回障害者政策委員会」開催～

内閣府は、5月29日（月）に第34回障害者政策委員会（委員長：石川准静岡県立大学教授／以下、「政策委員会」）を開催し、地方公共団体における障害者差別解消支援地域協議会（以下、地域協議会）の設置状況等及び、地域協議会の設置・運営に関するガイドラインに関する報告を行い、加えて、文部科学省より障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する報告がありました。

また、昨年12月より協議を進めてきた平成30年度から平成34年度の5年間の期間とする障害者基本計画（第4次）の骨格案がとりまとめられました。

この骨格案に基づく本文案の検討に向けたスケジュールが示されるとともに、本文案（総論部分）の事務局案が示されました。

① 地方公共団体における障害者差別解消支援地域協議会の設置状況

【地域協議会の設置状況】

(当日配布「資料1-1」より一部抜粋)

	設置済み			H29年度末時点 の設置見込み
	H28.10/1時点 【①】	H29.4/1時点 【②】	増加分 【②-①】	
都道府県	37	46	9	47
	78.7%	97.9%	19.1%	100.0%
指定都市	16	20	4	20
	80.0%	100.0%	20.0%	100.0%
中核市、東京特別区、 県庁所在地（指定都 市除く）	42	56	14	64
	51.9%	68.3%	16.4%	78.0%
その他市町村	449	619	170	834
	27.4%	37.8%	10.4%	50.9%
計	544	741	197	965
	30.4%	41.4%	11.0%	54.0%

前回調査（H28.10/1）より、全体として10～20%増加していますが、すべての都道府県、指定都市が平成29年度内に設置見込みであるのに対し、中核市、その他市町村においては、54.0%と設置が伸び悩んでいる状況があります。

【対応要領の策定状況】

	策定済み			H29年度末時点 の策定見込み
	H28.10/1時点 【①】	H29.4/1時点 【②】	増加分 【②-①】	
都道府県	45	45	0	47
	97.5%	97.5%	0.0%	100.0%
指定都市	20	20	0	20
	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
中核市、東京特別区、 県庁所在地（指定都 市除く）	67	76	9	81
	82.7%	92.7%	10.0%	98.8%
その他市町村	670	1,009	339	1,232
	40.9%	61.6%	20.7%	75.2%
計	802	1,150	348	1,380
	44.9%	64.3%	19.5%	77.2%

対応要領の策定状況においても、前回調査（H28.10/1）より、全体として10～20%増加しており、すべての都道府県、指定都市が平成29年度内に策定見込みであるのに対し、中核市（98.8%）、その他市町村（75.2%）と、市町村の規模が小さくなるにつれ、策定状況が低い実態にあります。

その他、平成29年4月1日時点における障害者差別解消に関する条例の策定状況（都道府県、指定都市）は、24道府県・4指定都市が策定済みでした。

② 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営に関するガイドライン

内閣府では、平成29年5月に各自治体担当者向けに、標記ガイドラインを発出しました。本ガイドラインは、内閣府内に設置された「障害者差別解消支援地域協議会の設置等の推進に向けた検討会」（座長：野澤和弘 毎日新聞論説委員）にて、検討されたもので、次のとおりの構成となっております。

今後、地域協議会を未設置の自治体においては、本ガイドラインを参考にその設置を進めていくこととなります。

(当日配布「資料2-1」より一部抜粋)

目次

はじめに

1 地域協議会はなぜ必要なのですか？

- (1) 相談への迅速かつ適切な対応
- (2) 紛争解決に向けた対応力の向上
- (3) 職員の事務負担の軽減
- (4) 権利擁護に関する意識のPR
- (5) 互いに本音で話し合える関係の構築

2 地域協議会は何をするのですか？

- (1) 想定される主な所掌事務
- (2) 協議の対象となる事案

3 地域協議会はどうやって立ち上げるのですか？

- (1) 設置形態
- (2) 親会議と子会議
- (3) メンバー
- (4) 事務局
- (5) 設置主体

4 各相談窓口と地域協議会との関係はどうなるのですか？

5 設置後はどのように運営すればいいのですか？

- (1) 議題等の検討
- (2) 守秘義務の確保
- (3) 公開・非公開の判断
- (4) 事例の収集

6 参考資料

③ 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について

文部科学省では、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要であるとの認識のもと、省内の体制を確立するため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設しました。

また、平成29年4月7日付 文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」を発出し、同日、都道府県・指定都市に対し「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」を通知しました。

今後は、以下の平成29年度予算事業を推進するとともに、①障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰、②平成29年度事業の障害者支援の観点からの総点検、③各方面への周知・機運醸成などを進めていき、さらに、既存の施策の充実に加え、学校卒業後も教育、文化、スポーツに親しむための支援策について、ニーズを十分に捉えながら、平成30年度概算要求なども視野に検討を進めるとの報告がありました。

(平成29年度予算事業)

- Special プロジェクト2020
- 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備
- 地域学校協働活動推進事業
- 障害者の文化芸術活動の充実
- 社会で活躍する障害学生支援センター形成事業

④ 障害者基本計画（第4次）の骨格案及び、今後の進め方

障害者政策委員会において昨年12月より協議が進められてきた、平成30年度から平成34年度の5年間の期間とする障害者基本計画（第4次）の骨格案が、4回に渡る委員会での審議を経て、とりまとめられました。

骨格案を踏まえた本文案の審議にあたり、各委員からは、「教育や就業に加え、試験に関する情報アクセシビリティについても配慮が必要である」「障害者を支える家族への支援についても配慮が必要である」「地域社会における障害者の理解促進の項目に、障害者の文化芸術活動を含めていただきたい」「ICTの導入が新たな障害者差別を生む危険性があることを記載する必要がある」などの意見がありました。

また、石川委員長からは、「Evidence-Based Policy Making」を進めていくうえで、障害者の実態を把握するための統計データ等の整備に加え、社会環境の実態把握のデータや指標も整備する必要がある」との発言がありました。

次回以降、障害者基本計画(第4次)の本文案について、各論(Ⅲ)のうち2～3分野ずつ審議を行い、本年11月を目途に本計画をとりまとめるとの報告がありました。

障害者基本計画(第4次)骨格案

平成29年5月29日

はじめに

- (我が国におけるこれまでの主な取組)
- (障害者政策委員会における検討)
- (障害者基本計画(第4次)の策定)
- (障害者基本計画(第4次)を通じて実現を目指すべき社会)

I 障害者基本計画(第4次)について

1. 位置付け
2. 対象期間
3. 構成
4. 障害者権利条約との関係
 - (1)障害者権利条約の概要
 - (2)障害者権利条約の基本的な考え方
 - (3)障害者権利条約と障害者基本計画(第4次)との関係

II 基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本原則
 - (地域社会における共生等)
 - (差別の禁止)
 - (国際的協調)
3. 各分野に共通する横断的視点
 - (1)障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
 - (2)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
 - (3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - (4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援
 - (5)障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
 - (6)PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進
 - ①企画(Plan)
 - ②実施(Do)
 - ③評価(Check)
 - ④見直し(Act)

4. 施策の円滑な推進

- (1) 連携・協力の確保
- (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
 - ① 重点的に理解促進等を図る事項
 - ② 理解促進等に当たり配慮する事項

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備【関連:障害者権利条約第9, 19, 20, 28条】

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実【関連:障害者権利条約第9, 21, 24条】

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

3. 防災、防犯等の推進【関連:障害者権利条約第9, 11条】

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止【関連:障害者権利条約第10, 12, 14, 16条】

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進【関連:障害者権利条約第12, 19, 20, 23, 26, 28条】

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進【関連:障害者権利条約第12, 14, 19, 25, 26条】

- (1)精神保健・医療の適切な提供等
- (2)保健・医療の充実等
- (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4)保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5)難病に関する保健・医療施策の推進
- (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実【関連:障害者権利条約第 13, 14, 29 条】

- (1)司法手続等における配慮等
- (2)選挙等における配慮等
- (3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4)国家資格に関する配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援【関連:障害者権利条約第 19, 24, 26, 27, 28 条】

- (1)総合的な就労支援
- (2)経済的自立の支援
- (3)障害者雇用の促進
- (4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5)福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興【関連:障害者権利条約第 24, 30 条】

- (1)インクルーシブ教育システムの推進
- (2)教育環境の整備
- (3)高等教育における障害学生支援の推進
- (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興【関連:障害者権利条約第 30 条】

- (1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進【関連:障害者権利条約第 31, 32 条】

- (1)国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2)国際的枠組みとの連携の推進
- (3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4)障害者の国際交流等の推進

おわりに ～障害者権利条約が目指す社会の実現に向けた今後の長期的課題～

(別表)障害者基本計画関連成果目標

次回（第35回）政策委員会の開催は、は6月23日（金）に予定されています。

なお、委員会の詳細及び議事録（映像）については、下記 URL をご参照ください。

[\[内閣府HP\]ホーム](#)>[内閣府の政策](#)>[共生社会政策トップ](#)>[障害者施策](#)>[もっと詳しく](#)>[推進体制](#)>[障害者政策委員会](#)>[第34回 障害者政策委員会 議事次第](#)

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_34/index.html

3. 労働政策審議会障害者雇用分科会（第73回）において法定雇用率の2018（平成30）年4月からの引き上げ案を了承

～ 民間企業の法定雇用率は2018（平成30）年4月より2.0%から2.2%に引き上げ、2021年4月までには2.3%に引き上げ～

5月30日に開催された労働政策審議会障害者雇用分科会（第73回）〔分科会長：阿部 正浩 中央大学経済学部教授〕において、障害者雇用率についての協議が行われました。

① 2018（平成30）年4月1日より、一般の民間企業は2.2%（現行は2.0%）、国・地方公共団体・特殊法人は2.5%（現行は2.3%）、都道府県等の教育委員会は2.4%（現行は2.2%）に引き上げる、② 2021年4月までには、民間企業は2.3%、国・地方公共団体等は2.6%、教育委員会は2.5%にさらに引き上げる、との厚生労働省案を「おおむね妥当」と了承しました。この引き上げの方針は同日のうちに同分科会から労働政策審議会〔会長：樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授〕に報告、さらに労働政策審議会より厚生労働大臣に答申されました。

【障害者雇用率の引き上げ予定】（厚生労働省令案を基に事務局において整理）

	現行	2018（平成30）年 4月1日～	2021年4月1日まで （※）
一般の民間企業	2.0% →	2.2%	2.3%
国・地方公共団体・特殊法人	2.3% →	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.2% →	2.4%	2.5%

※ 施行の日（2018（平成30）年4月1日）から起算して3年を経過する日より前

今回の障害者雇用率の引き上げは、平成28年4月に施行された改正障害者雇用促進法において、雇用率の算定基礎の対象に、身体障害者・知的障害者に加えて新たに精神障害者を追加することが規定されていたこと（算定基礎の見直しは平成30年4月施行、算定式は以下参照）に対する措置となります。

【法定雇用率の算定式】（※ _____ が平成30年4月1日より追加）

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用雇用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

また、平成 30 年 4 月には、改正障害者総合支援法の施行により「就労定着支援事業」が創設されることとなっています。

【厚生労働省】ホーム>報道・広報>報道発表資料>2017 年 5 月>民間企業の障害者雇用率を段階的に 2.3%に引き上げることを了承（平成 30 年 4 月 1 日から 2.2%、3 年を経過する日より前に 2.3%） <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000166129.html>

【厚生労働省】ホーム>政策について>審議会・研究会等>労働政策審議会（障害者雇用分科会）>第 73 回労働政策審議会障害者雇用分科会 資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000166185.html>

4. 『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議がとりまとめられる ～ 障害福祉については「各サービスの位置づけ・成果を明らかにすること」「支援の在り方を改善していくこと」の必要性が提起される ～

5 月 25 日に開催された「財政制度等審議会財政制度等分科会」（審議会会長兼分科会長：榊原 定征 東レ(株)相談役最高顧問）において、『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議がとりまとめられました。同建議は、同日のうちに財務大臣に提出されました。

建議の中では、平成 27 年 12 月 24 日に経済財政諮問会議で決定された「経済・財政再生計画」及びその「改革工程表」の着実な実行の必要性が強調されています。

社会保障については、『団塊の世代が後期高齢者となり始める 2020 年代初めにかけて、医療・介護を中心に社会保障関係費の増加が見込まれる。こうした中、保険料負担や公費負担といった国民負担を抑制し、制度を持続可能なものとするとともに世代間の公平性を確保していく等の観点から、『改革工程表』に掲げられている検討項目等をすべて着実に実行することなどにより、社会保障の効率化・適正化に不断に取り組んでいかなければならない。こうした取組を通じ、経済・財政再生計画の『目安』を達成するだけでなく、更に社会保障関係費の伸びを抑制しなければならない』との考え方を示しています。

さらに建議の中では、障害福祉については「各サービスの位置づけ・成果を明らかにすること」「支援の在り方を改善していくこと」の必要性が提起されています。詳細は以下をご参照ください。

(※建議より抜粋)

II. 主要分野において取り組むべき事項

1. 社会保障

(2) 障害福祉

平成 30 年度予算では、診療報酬・介護報酬の同時改定に加えて、障害福祉サービス報酬改定も同時に行われることになる。

障害福祉サービスの利用者は増加し続けており、平成 29 年度予算ベースでの事業規模は 3 兆円に達する。特に知的障害者と精神障害者の利用者が増加している。こうした状況の変化を踏まえたサービスの提供が求められている。

また、サービス利用の要否の判断は市町村に委ねられており、人口当たりのサービスの利用者数に

は大きな地域差が存在している。また、いずれのサービスにおいても人口当たりの利用者数と人口当たりの事業所数には正の相関があり、中でも、利用期限がなく、支援区分の低い者や支援区分がない者の利用が多いサービスにおいては、特に強い相関が見てとれる。更に、サービス供給が増加する中、利用者のニーズに基づかないサービスや質の低いサービスの供給が障害福祉サービスの事業者からも指摘されるようになってきている。

こうした状況は、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)が掲げる障害者の「希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる」環境整備等を推進する上で大きな課題である。特に、一人でも多くの障害者が、納税者となり、サービスの受け手から社会の支え手になっていくよう、企業の協力も得つつ、支援を行っていくことが重要である。このため、障害福祉サービスについては、「ニッポン一億総活躍プラン」の掲げる環境整備等の観点から、具体的な活躍の在り方やその実現に向けた各サービスの位置づけ・成果を明らかにし、支援の在り方を改善していく必要がある。また、地域間格差の是正による公平なサービス供給の実現のため、市町村において、個々の障害者の状態像とニーズをよく踏まえた上でのサービスの利用や内容の判断が、より主体的に行われるような取組を検討・導入すべきである。[参考資料Ⅱ - 1-37、38 参照]

[参考資料Ⅱ - 1-37 より「事業費の増加(26→27年度)」]

	増加額	対前年比	(参考) 27年度事業費
共同生活援助等	257億円	+18.2%	1,671億円
生活介護	228億円	+3.7%	6,419億円
就労継続支援B型	221億円	+8.3%	2,885億円
就労継続支援A型	157億円	+25.1%	781億円
居宅介護	94億円	+6.6%	1,513億円
放課後等デイサービス	422億円	+41.2%	1,446億円

[参考資料Ⅱ - 1-38 より「サービス利用額の伸びの要因」]

	総費用伸び率 (24.3→27.3)	利用制限	支援区分平均	収支差率
就労継続支援A型	165.7%	無し	0.4	9.4%
就労継続支援B型	56.0%	無し	1.3	10.1%
生活介護	38.9%	無し	4.8	13.4%
就労移行支援	35.4%	原則24ヶ月以内	0.6	16.8%
居宅介護	33.8%	無し	3.0	9.4%

5月31日に開催された「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(第1回)において、冒頭の堀江厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の挨拶の中でも、「経済・財政再生計画の改革工程表にそった効率化が求められるのは障害福祉サービスも例外でなく、質を評価する報酬体系が財政審議会でも提起されている」との発言がありました。今回の建議の内容が、今後の報酬改定検討においても一定の影響が及ぶことが想定されます。

建議の全文については、以下のURLよりご参照ください。

〔財務省〕トップページ>財務省について>審議会・研究会等>財政制度等審議会>財政制度等審議会財政制度分科会>答申・報告等>「計画」の着実な実施に向けた建議(29)

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia290525/index.htm

5. 平成29年度第1回障連協セミナー開催のご案内

～テーマは『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現に向けた展望』です～

全社協 障害関係団体連絡協議会（阿部一彦 会長）では、年2回セミナーを定期的で開催しています。今年度第1回目のセミナーとして、『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現に向けた展望』をテーマに、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部地域力強化検討会座長である日本福祉大学教授 原田 正樹 氏をお招きし、お話をうかがうこととしています。

平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されています。

福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、同年7月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

本セミナーでは、改めて「我が事・丸ごと」地域共生社会の概要と、2020年代初頭の全面展開に向けた今後の展望や目指すべき社会像について学ぶことを目的に開催します。

どなたでも参加可能ですので、みなさまの積極的なご参加をお待ちしております。

1. 日 時

平成29年8月2日（水）10時20分～12時00分（9：50受付開始）

2. 会 場

全国社会福祉協議会 5階「第6・7会議室」

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

TEL03-3581-6502 FAX03-3581-2428

3. プログラム

時間	プログラム
10:20～10:25 (5分)	開会挨拶 オリエンテーション
10:25～11:55 (90分) ※質疑含む	講義 『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現に向けた展望 講師：「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部地域力強化検討会座長／ 日本福祉大学教授 原田 正樹 氏
11:55～12:00	閉会

4. 定員

30名程度

5. 参加費

1,000円(資料代込)

6. 参加申し込み

同封の「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、平成29年7月21日(金)までに下記事務局へFAXにてお送りください。

7. お申込先(事務局)

障害関係団体連絡協議会事務局(担当 永田、寺西、高柳)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

TEL 03-3581-6502 / FAX 03-3581-2428

E-mail z-shogai@shakyo.or.jp

6. 『共生社会を創る愛の基金』第6回シンポジウムのご案内

～テーマ『罪に問われた障がい者』の支援～

「共生社会を創る愛の基金」では、社会のなかで「生きにくさ」を抱え、犯罪を繰り返している障がい者や、障がいがあるため十分な取り調べや裁判を受けられない、「罪に問われた障がい者」への支援の充実を目指し、研究・助成事業や広報活動に取り組んでいます。

当基金では、『罪に問われた障害者』の支援—新たな制度展開と多様な草の根の取り組み—をテーマに、以下によりシンポジウムを開催することとなりました。

詳細は下記URLをご参照ください。

1. 日時

2017年7月1日(土) 10:00～17:00

2. 会場

日本教育会館一ツ橋ホール

〒101-0003

東京都千代田区一ツ橋2-6-2

3. 参加費(資料代)

3,000円(学生:1,000円/要学生証)

※当日、受付にてお支払いください。

4. 定員

700名(先着順)

5. 申込締切

6月25日(日)

6. 申込み方法

下記ページより申込み

専用応募フォーム <http://www.airinkai.or.jp/ainokikin/>

7. その他プログラム等詳細

下記URLをご参照ください

<http://www.airinkai.or.jp/ainokikin/>

8. 基金事務局

「共生社会を創る愛の基金」(担当:南口、本田)

〒859-1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲 1572

TEL: 0957-77-3600 E-mail: ainokikin@airinkai.or.jp